

「大津百町百福物語」ブランド 2019年認定商品 募集要項

1、主催	大津物産振興支援事業実行委員会（事務局：大津商工会議所）
2、事業目的	本事業は、かつて百町と称された地域（以下「対象地域」と略す）に関する物産品や様々な資源（素材・歴史・文化・技術）を活用し成長が期待できる商品を中心に、大津の賑わいに貢献できる可能性の高い商品を支援し、かつての百町の賑わいを市民の誇りとして次世代につなげつつ、産業振興に貢献することを目的に実施する。
3、申請資格	①大津市内に活動拠点を持つ事業所（団体） ②事業目的を理解し、主催者とともに持続的なブランド推進活動ができる事業所（団体） ③申請事業所（団体）は市・県税に未納がないこと。
4、申請対象商品	1 事業所あたりの申請商品数は1品とし、以下のすべてに該当する必要がある。 ①対象地域の特産品ならびに様々な資源（素材・歴史・文化・技術）を活用した商品を中心に、大津の賑わいに貢献できる可能性の高い商品で、他地域の商品に負けない特徴、品質を有する食品および民芸品等。 ②市場への安定供給が可能で、かつ安全、安心な商品で申請時に商品化され、流通している消費財（一般消費者が購入できるもの）であること。 ③多くの消費者に受け入れられる品質を有する自社商品であること。 ④安心、安全な商品であること。 ⑤関係法令に準拠し、かつ違反していない商品であること。 ⑥他の特許品または登録品の模倣品ではないこと。 なお、1 事業所あたりの通算認定商品数の上限は3品とする。
5、認定の取り消し	認定を受けた商品や事業者が次の各項に該当するときは本実行委員会において認定を取り消すことができる。 （1）申請資格、申請対象商品、ブランド認定の諸条件を満たさなくなった場合 （2）登録料など経費の支払いを怠った場合
6、認定有効期間	2019年1月1日を起点とし、3年毎に商品内容等の確認を行い、更新することとする。ただし、辞退ならびに認定を取り消された場合は、その限りではない。また、本事業実施状況に応じて期間変更がある場合がある。
7、申請・登録料	申請料は無料であるが、登録料は1登録商品ごとに年間10,000円とする。また、登録料は「大津百町百福物語」ブランド・プロモーション費用等に活用する。
8、申請方法	所定の認定申請書に必要事項を記入の上、添付書類とともに大津物産振興支援事業実行委員会あてに提出する。 ①申請期間：平成30年9月3日（月）～9月28日（金） ②審査結果発表：平成30年10月下旬に審査・発表を予定 ③申請用紙：様式1「認定申請書」
9、提出書類	<必須> ①認定申請書（※いただいた情報は、認定後、PR用ツールで活用する。） ②申請商品の写真データ（※認定後、PR用ツールで活用する。） ③申請商品のカタログなど商品概要のわかるもの ④申請商品にかかる必要な営業許可、販売許可などの写し <任意> ①会社や申請商品、代表者に関する紹介記事（新聞、雑誌、書籍などの写し） ②申請商品に特許権、商標権等を取得している場合はその写し

10、選考方法	選考審査は、学識経験等幅広い層から大津物産振興支援事業実行委員会が選任した委員からなる評価・選考組織にて、選考基準に基づき審査を行い、認定する。なお、選考に当たっては商品説明について、プレゼンテーションを行うものとする。提出書類は原則として返却しないものとする。また、必要に応じて、生産現場を訪問する場合がある。
11、選考基準	<p>「大津百町百福物語」ブランドの認定を受けるためには、以下の条件を満たしていることが必要である。</p> <p>①原則として、対象地域内における様々な資源（素材・歴史・文化・技術）と申請商品との間に関連する商品ストーリーがあること。</p> <p>②商品やその製法、素材に対するこだわり、技術の独自性・新規性、ユニークな取り組み、独自のアイデア・工夫があり、技術革新や挑戦があるなど、独創性や技術性など高い評価を得られるものであること。</p> <p>③大津地域の活性化に貢献できること。</p> <p>④申請事業所（団体）が事業目的を理解し、申請商品を通じた「大津百町百福物語」ブランドの推進に対し、前向きな姿勢であること。</p>
12、その他	<p>①「大津百町百福物語」ブランド認定後は、認定品の認知度向上に向けた取り組みを、認定品取扱い事業者と大津物産振興支援事業実行委員会が連携しながら進める。</p> <p>②商品名に「百町百福」を使用する場合は、『百町百福』の商標保有者である株式会社まちづくり大津と協議を必要とする（連絡先：株式会社まちづくり大津 担当：元田 電話：077-523-5010）</p>